年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、〇〇七円	一二、九三五円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一八円	一三、六三四円
三十歳以上三十五歳未満	六、一一二円	一六、一三〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二七円	一八、五三五円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四一円	二一、九一一円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六一円	二四、四五五円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、九九五円
五十五歳以上六十歳未満	五、八一一円	二三、一七一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六八三円	一九、八一六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一四、三七六円
七十歳以上	三、九五〇円	一二、九三五円

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

○文部科学省告示第六十三号

独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計の原則、短期借入金の認可の申請手続並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第三条第一項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示（平成二十年文部科学省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日　文部科学大臣　下村　博文

表平成十九事業年度以前の項中「二十一年」を「二十二年」に改める。

附則中「平成二十四事業年度」の下に「及び平成二十五事業年度」を加える。

○文部科学省告示第六十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　文部科学大臣　下村　博文

別表一から別表五に掲げる家屋

別表一　求菩提の農村景観

種別	員数	所在地
住宅	一棟	福岡県豊前市大字鳥井畑四六七―二
住宅	一棟	同　大字求菩提一〇九
住宅	一棟	同　大字求菩提一一二―一

別表二　長崎市外海の石積集落景観

種別	員数	所在地
建造物	一棟	長崎県長崎市西出津町字橋口二九三〇番二
建造物	二棟	同　東出津町字高平七二〇番、七二一番
建造物	一棟	同　西出津町字小田平二五五二番一、二五六〇番一
建造物	一棟	同　西出津町字内平一一二九番一、一一二九番三
建造物	一棟	同　西出津町字内平一一四三番二
建造物	二棟	同　新牧野町字内平二八五番四
建造物	一棟	同　新牧野町字岩瀬戸一五四番
建造物	三棟	同　新牧野町字西柄石五四三番
建造物	三棟	同　新牧野町字西柄石五四四番二、五四四番三
建造物	四棟	同　新牧野町字辻一二七八番
建造物	三棟	同　新牧野町字辻一三二一番二、一三三八番一

別表三　新上五島町北魚目の重要文化的景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	長崎県南松浦郡新上五島町曽根郷一二〇番地二
主屋	一棟	同　曽根郷一五二番地
主屋	一棟	同　曽根郷三八六番地
主屋	一棟	同　立串郷六四四番地、六五三番地一

別表四　新上五島町崎浦の五島石集落景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	長崎県南松浦郡新上五島町赤尾郷三五九番地三
主屋	一棟	同　赤尾郷三六一番地二
主屋	一棟	同　赤尾郷四〇五番地一
主屋	一棟	同　赤尾郷四一三番地
主屋	一棟	同　赤尾郷四二一番地一
主屋	一棟	同　赤尾郷四二九番地
倉庫	一棟	同　赤尾郷四二九番地
主屋	一棟	同　赤尾郷四四八番地
主屋	一棟	同　赤尾郷四五三番地
主屋	一棟	同　友住郷二一二番地一
主屋	一棟	同　友住郷二九二番地、二九三番地
主屋	一棟	同　友住郷四二五番地、四三二番地
納屋	一棟	同　友住郷四二七番地
主屋	一棟	同　友住郷七〇八番地二
	一棟	同　江ノ浜郷三〇八番地